

設計施工約款修正履歴一覧（軽微修正のみ）

修正日	修正箇所	修正後の条文	修正前の条文
2026/4/23	第 22 条	<p>（２）発注者及び受注者は、<u>設計業務の実施期間</u>の延長を協議して決める場合、業務の<u>実施</u>に通常必要な期間よりも著しく短い期間を設定してはならない。</p>	<p>（２）発注者及び受注者は、<u>履行期間</u>の延長を協議して決める場合、業務の<u>履行</u>に通常必要な期間よりも著しく短い期間を設定してはならない。</p>